

平成28年(ワ)第600号 裁判官忌避申立却下決定に対する抗告事件

(原審・奈良地方裁判所平成28年(ワ)第46号)

(本案・奈良地方裁判所平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件)

決 定

奈良県生駒市壱分町1448-11

抗告人(原審申立人・本案事件被告)

	宮	内	正	巖
同代理人弁護士	佐	藤	真	理
同	白	井	啓	太 郎
同	辰	巳	創	史
同	安	藤	昌	司
同	星		雄	介
同	阪	口	徳	雄

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

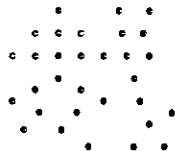
理 由

第1 本件抗告の趣旨及び理由

- 1 抗告人は、本案事件の裁判官森川さつき(以下「本件裁判官」という。)には、相手方である本案事件原告に有利に計らおうとする意図に基づいた公正を欠く訴訟指揮等があり、これらの事実は、民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」に当たる旨主張して、本件裁判官の忌避を申し立てたところ、原審がこの申立てを却下したため、これを不服として本件抗告をした。
- 2 本件抗告の理由の要旨は、次のとおりである。

通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分な事由があり、かつ、そのような懸念が単なる主観的なも





のではなく、客観的な事情に基づくものであれば、民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」があるというべきである。

本件裁判官は、本案事件の第2回口頭弁論期日において、抗告人に主張・立証の機会を与えず、わずか2回の口頭弁論期日を経たのみで予告なく弁論を終結したものであり、抗告人に一方的に不利な訴訟指揮をした上で、不利な判決をすることが具体的に予見されるから、上記事情がある。

## 第2 当裁判所の判断

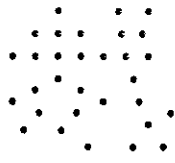
- 1 民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、裁判官が担当する事件の当事者と特別な関係があるなど、当該事件の手續外の要因により、当該裁判官の下ではその事件について公平・公正な裁判の実現を期待することができないと認められる客観的な事情を指すものであり、当該事件の手續における裁判官の訴訟指揮や訴訟法上の措置の適否にとどまるものは、これに該当しないと解するのが相当である（最高裁昭和48年10月8日第1小法廷決定・刑集27巻9号1415頁参照）。
- 2 これを本件についてみると、抗告人が、本件裁判官が本案事件の第2回口頭弁論期日において弁論を終結したことの不当性を述べる点は、本件裁判官の訴訟指揮や訴訟上の措置の適否を指摘するにとどまるものであって、当該事件の手續外の要因により、当該裁判官の下ではその事件について公平・公正な裁判の実現を期待することができないことをうかがわせる事情に当たるとはいえない。

したがって、抗告人の指摘する点は「裁判の公正を妨げるべき事情」には当たらないというべきであり、その他、一件記録を精査しても、本件裁判官に上記の事情があるとは認められない。

## 3 結論

以上によれば、抗告人による本件裁判官の忌避申立ては理由がないから却下すべきところ、これと同旨の原決定は相当であって、本件抗告は理由がない。





これは謄本である。

平成28年6月29日

大阪高等裁判所第13民事部

裁判所書記官 菅原 照

